



平成 16 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 メ ッ ク 株 式 会 社
(コード番号：4971 東証二部 大証ヘラクレス)
本社所在地 兵庫県尼崎市昭和通3丁目95番地
問合せ先 社長室長 坂本 佳宏
TEL 06 - 6414 - 3451

役員退職慰労金制度の廃止および取締役報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 13 日開催の取締役会において、取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止することとし、併せて、取締役報酬体系の見直しを実施し、報酬額の一部を自社株取得目的報酬とする制度改正を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 役員退職慰労金制度の廃止

- (1) 取締役および常勤監査役を対象としております現行役員退職慰労金制度は、本年 6 月 23 日付で廃止し、以後、役員退職慰労金の新たな引当は行わないものとします。
- (2) 制度廃止日までの在任期間に対する退職慰労金の打ち切り支給につきましては、本年 6 月 23 日開催の第 35 回定時株主総会の承認を得た上で、所定の基準に基づき実施するものとし、該当者の退任時に支給することといたします。

2. 取締役報酬体系の見直し

- (1) 取締役の報酬体系の一部見直しを行い、会社は、本年 7 月度よりその月額報酬の一部(10%程度)を自社株取得目的報酬として支給するものとし、取締役は、当報酬相当額を役員持株会に拠出し、自社株の購入に充てるものとします。
- (2) 前項報酬相当額の役員持株会への拠出、持ち分の引き出し、ならびに引き出し株の保有・処分等に関するガイドラインを作成し、これに基づき、取締役は、当報酬により取得した自社株を原則として退任時まで保有することとされております。
- (3) 今回の取締役報酬制度改正は、その報酬額の一部を自社株式の支給により支払うことを主旨とするものですが、現状の環境条件を考慮し、同様の効果を得るための代替手段として、この方式を採用したものです。実質的に、報酬額の一定割合を自社株で支給することにより、株価変動による利害得失を株主と共有することとなり、もって取締役が株主利益の最大化に努力し、株主各位のご期待に応えることを目的とするものであります。

以 上